

住所の変更手続きについて

- 区役所等では、住民票などの公簿の住所欄を自動的に新しい住所に書き換えますので、基本的には手続きは不要です。ただし、法令等の関係上「本人申請による住所変更手続きが必要」とされているものもあります。

- 早めに手続きしてください。**

厚生年金、国民年金を受給されている方

⇒港北社会保険事務所に住居表示のお知らせはがきで届け出てください。

運転免許証をお持ちの方

⇒港北警察署または運転免許試験場で「住所」、「本籍」の変更手続きをしてください。

法人とその役員の方

⇒横浜地方法務局本局で「所在地」、「役員の住所」の変更登記をしてください。

住民基本台帳カード(住所が記載されているもの)をお持ちの方

⇒港北区役所で変更手続きをしてください。

公的個人認証サービスの電子証明書をお持ちの方

⇒電子証明書は失効してしまいます。港北区役所にお越しただけで、新しいものを発行します。

- 他の事由が生じた際でも結構ですが手続きしてください。**

自動車、125ccを超える二輪車をお持ちの方

⇒神奈川運輸支局、軽自動車検査協会神奈川事務所に届け出てください。ただし、車検・売却等の際に届け出れば結構です。

不動産をお持ちの方

⇒お持ちの不動産を管轄する法務局(出張所)で「所有者の住所」の変更登記をしてください。ただし、売買・贈与等の際で結構です。

*不動産の表示自体は、自動的に書き換えられます。

- 関係先にご確認の上、手続きしてください。**

国民年金第3号被保険者(会社員・公務員に扶養されている配偶者)の方

⇒扶養者のお勤め先へご確認ください。

共済年金を受給されている方

⇒共済組合へご確認ください。

各種免許・許可証をお持ちの方

⇒関係機関へご確認ください。

携帯電話をお持ちの方

⇒契約先へご確認ください。

金融機関、保険会社、郵便貯金・簡易保険等と取引や契約のある方

⇒取引先、契約先へご確認ください。

会社等にお勤めの方、横浜市立小・中学校以外の学校に通っている方

⇒お勤め先、通学先へご確認ください。

- 手続きは不要です。**

横浜市国民健康保健証、介護保健証、各種医療証をお持ちの方

*変更前の住所のままで有効です。港北区役所にお持ちただけで、新住所に書き換えます。

住民基本台帳カード(住所が記載されていないもの)をお持ちの方

国民年金第1号被保険者(自営業者、学生など)の方

パスポートをお持ちの方

水道、NHK、東京電力、東京ガス、NTT(固定電話)